

規制の事前評価書

評価実施日：平成29年2月9日

政策	水防法等の一部を改正する法律案		
担当課	水管理・国土保全局水政課	担当課長名	甲川 壽浩
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【名称】 水防法等の一部を改正する法律案</p> <p>【関連条項】</p> <p>(1) 要配慮者利用施設における避難体制の強化（水防法第15条の3関係）</p> <p>(2) 水災被害の軽減に資する盛土構造物等の保全制度の創設（水防法第15条の6から第15条の8まで関係）</p> <p>(3) 河川協力団体による協力（河川法第58条の10関係）</p> <p>(4) 要配慮者利用施設における避難体制の強化（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2関係）</p> <p>② 規制の目的</p> <p>最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策の推進を図る。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標</p> <p>(1)～(4) 関係</p> <p style="padding-left: 20px;">4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>b 関連する施策目標</p> <p>(1)～(4) 関係</p> <p style="padding-left: 20px;">12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p>c 関連する業績指標</p> <p style="padding-left: 20px;">—</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度</p> <p style="padding-left: 20px;">—</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標</p> <p>(1) 及び (4) 関係</p> <p style="padding-left: 20px;">市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施率 100%（平成33年）</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>(1) 要配慮者利用施設における避難体制の強化（水防法）（規制の強化・拡充）</p> <p style="padding-left: 20px;">市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）の作成及びこれに基づく訓練の実施を義務付けることとする。</p> <p>(2) 水災被害の軽減に資する盛土構造物等の保全制度の創設（規制の創設）</p> <p style="padding-left: 20px;">輪中堤防等の帯状の盛土構造物が存在する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものとして水防管理者が指定した浸水被害軽減地区（仮称）内において土地の形状を変更する行為を行お</p>		

うとする者に対し、事前に行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を水防管理者に届け出ることを義務付けるとともに、浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができることとする。

(3) 河川協力団体による協力（規制の創設）

水防法第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び同法第15条の11の規定により過去の浸水実績等の把握をしようとする市町村長に対して河川管理者が行う必要な情報提供、助言その他の援助（水防法第15条の12第1項）について、河川管理者が河川協力団体に協力を要請した場合、当該要請に応じて協力することを河川協力団体に義務付けることとする。

(4) 要配慮者利用施設における避難体制の強化（土砂法）（規制の強化・拡充）

市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）の作成及びこれに基づく訓練の実施を義務付けることとする。

⑤ 規制の必要性

(1) 要配慮者利用施設における避難体制の強化（水防法）

気候変動等の要因により集中的な豪雨が増加し、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想される中、平成28年8月には台風10号を始めとした一連の台風によって国管理河川の支川や県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。このうち台風10号による豪雨災害では、小本川（岩手県）の氾濫によって高齢者利用施設が浸水し、その利用者9名が命を落とす被害が発生した。（＝目標と現状のギャップ）

要配慮者利用施設については、その利用者である高齢者、障害者、乳幼児等が一般住民より避難に多くの時間を要するため、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するには困難が伴う。しかし、大規模な洪水の発生頻度が高まることが予想されているにもかかわらず、依然として、要配慮者利用施設の中には、確実に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するのに十分な実効性のある措置が講じられていない施設も存在し、これが上記のような被害を招く一因ともなっている。（＝原因分析）

現行法においては、市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及びこれに基づく訓練の実施の努力義務が課されているが、努力義務であることから、実際の取組については、各施設の判断と自主的な取組に委ねられてしまっている。（＝課題の特定）

以上を踏まえ、市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及びこれに基づく訓練の実施を義務付けることとする。（＝規制の具体的内容）

(2) 水災被害の軽減に資する盛土構造物等の保全制度の創設

気候変動等の要因により集中的な豪雨が増加し、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想される中、平成28年8月には台風10号を始めとした一連の台風によって国管理河川の支川や県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。（＝目標と現状のギャップ）

これらの中小河川では、人的、財産的制約があり、河川整備の水準が必ずしも高くない場合がある。

他方で自然堤防や輪中堤跡地といった盛土構造物等が浸水被害の拡大を抑制する役割を果たしているケースもみられる。(=原因分析)

このため、洪水等による社会経済被害の最小化を実現するために、既存資源を最大限に活用した減災対策が必要であるところ、既に存在している自然堤防や輪中堤跡地といった盛土構造物等が存する土地の区域について、現行法では、こうした土地の区域に着目してそれを水防に活用しようとする旨の制度や、そのような区域における土地の形状変更行為について制限する制度等は置かれていない。(=課題の特定)

以上を踏まえ、輪中堤防等の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものとして水防管理者が指定した浸水被害軽減地区内において土地の形状を変更する行為を行おうとする者に対し、事前に行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を水防管理者に届け出ることを義務付けるとともに、浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができることとする。(=規制の具体的内容)

(3) 河川協力団体による協力

気候変動等の要因により集中的な豪雨が増加し、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想される中、平成28年8月には台風10号を始めとした一連の台風によって国管理河川の支川や県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。(=目標と現状のギャップ)

これらの中小河川では、人的、財産的制約がある中で、直ちにハード対策による対応を行うことには限界があり河川整備の水準が必ずしも高くないことや、洪水災害への対策が不十分であることが、上記のような被害を招く一因ともなっている。(=原因分析)

こうした状況を踏まえ、今般の法改正では、(2)と合わせて水害リスク情報の周知制度を創設することとしている。これは、現行の水防法上特段の位置付けがなされていない中小河川においても、住民等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる河川については、平時より水害リスク情報を住民等に周知することで、水害リスク情報を住民等が認識し、避難の判断に役立てることが重要であることから、可能な限り、市町村長が、過去の浸水実績等を活用するといった簡易な方法で浸水エリア等を把握し、水害リスク情報として住民等に周知することとするものである。

そして、水防管理者による浸水被害軽減地区の指定及び市町村長による浸水実績等の把握が実効的かつ適切に行われるため、河川整備の観点から過去の水害記録等を保有している河川管理者が、水防管理者及び市町村長に対して必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとしているところである。

これに関連して、河川協力団体の中には、日頃の活動の蓄積により、河川管理者等も把握できていないような、住民等の避難の確保を図る上で有効なきめ細かな浸水実績等の情報・知見を有している団体があるところ、こうした情報・知見も活用して社会全体で大規模氾濫対策を推進するため、河川協力団体にも協力を求める必要があるが、現行法においては、河川協力団体に対してこうした協力を義務付ける規定がないことから、自主的な取組に委ねられてしまっている。(=課題の特定)

以上を踏まえ、水防法第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び同法第15条の11の規定により過去の浸水実績等の把握をしようとする市町村長に対して河川管理者が行う必要な情報提供、助言その他の援助(水防法第15条の12第1項)について、河川管理者が河川協力団体に協力を要請した場合、当

	<p>該要請に応じて協力することを河川協力団体に義務付けることとする。 (=規制の具体的内容)</p> <p>(4) 要配慮者利用施設における避難体制の強化 (土砂法)</p> <p>気候変動等の要因により集中的な豪雨が増加し、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想される中、平成28年8月には台風10号を始めとした一連の台風によって国管理河川の支川や県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。このうち台風10号による豪雨災害では、小本川(岩手県)の氾濫によって高齢者利用施設が浸水し、その利用者9名が命を落とす被害が発生した。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>要配慮者利用施設については、その利用者である高齢者、障害者、乳幼児等が一般住民より避難に多くの時間を要するため、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するには困難が伴う。しかし、大規模な洪水の発生頻度が高まることが予想されているにもかかわらず、依然として、要配慮者利用施設の中には、確実に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するのに十分な実効性のある措置が講じられていない施設も存在し、これが上記のような被害を招く一因ともなっている。</p> <p>また、洪水災害と土砂災害は、その起因する主たる事象の一つがともに降雨であること、一降雨の期間中に洪水災害と土砂災害がほぼ同時に発生する場合があること、洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域は近接・重複する関係であることが多いことなどから、両災害は密接な関連を有する災害であり、避難体制の強化についても同様に図っていく必要がある。(=原因分析)</p> <p>現行法においては、要配慮者利用施設に対し利用者の避難の確保のための措置を講ずることを求めるような規定がないことから、利用者の避難を確保するための取組については、各施設の判断と自主的な取組に委ねられてしまっている。(=課題の特定)</p> <p>以上を踏まえ、市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及びこれに基づく訓練の実施を義務付けることとする。(=規制の具体的内容)</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>(1) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及びこれに基づく訓練の実施について、規定上は努力義務のまま存置し、制度の徹底を図るため更なる周知・啓発活動を行う。</p> <p>(2) 浸水被害軽減地区内の土地の形状変更行為について、事前の届出のみ義務付け、助言・勧告の規定を設けない。</p> <p>(3) 河川管理者が必要な情報を自ら把握するため、河川の巡回等による情報収集活動を強化する。</p> <p>(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及びこれに基づく訓練の実施について、努力義務とする。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>(1) 要配慮者利用施設における避難体制の強化 (水防法)</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保計画を作成するための費用 ・ 避難確保計画に基づく訓練を行うための費用 <p>b 行政費用 (市町村長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政指導 (指示、公表) に要する費用 <p>c その他の社会的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし

	<ul style="list-style-type: none"> b 行政費用（市町村長） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>(2) 水災被害の軽減に資する盛土構造物等の保全制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該規制案における費用の要素 <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の形状変更行為について届出をするための費用 b 行政費用（水防管理者） <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政指導（助言、勧告）に要する費用 c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし ② 代替案における費用の要素 <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の形状変更行為について事前の届出をするための費用 b 行政費用（水防管理者） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>(3) 河川協力団体による協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該規制案における費用の要素 <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川管理者への協力に要する費用 b 行政費用（河川管理者） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし ② 代替案における費用の要素 <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし b 行政費用（河川管理者） <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集活動の強化に要する費用 c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>(4) 要配慮者利用施設における避難体制の強化（土砂法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該規制案における費用の要素 <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保計画を作成するための費用 ・ 避難確保計画に基づく訓練を行うための費用 b 行政費用（市町村長） <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政指導（指示、公表）に要する費用 c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし ② 代替案における費用の要素 <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし b 行政費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
規制の便益	(1) 要配慮者利用施設における避難体制の強化（水防法）

① 当該規制案における便益の要素

当該規制案により、洪水災害の発生時において確実に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができるだけの実効性のある取組が行われることとなる。特に利用者の避難の確保に困難が伴う要配慮者利用施設では、人的被害が生じるリスクが高いことから、要配慮者利用施設の多くで利用者の避難の確保が図られることにより守られる便益は非常に大きい。

② 代替案における便益の要素

当該代替案によっては、要配慮者利用施設において、これまでどおり利用者の避難の確保は各要配慮者利用施設の所有者等の自主的な取組に委ねられることとなるが、努力義務が課されている現段階において、周知・啓発活動は行っているものの取組が進んでいないことに鑑みれば、周知・啓発活動の徹底では限界があり、周知・啓発活動を強化したとしても、強制力のない当該代替案のみでは取組の大幅な進展は期待できず、上記のような便益が得られない。

(2) 水災被害の軽減に資する盛土構造物等の保全制度の創設

① 当該規制案における便益の要素

当該規制案により、水防管理者が浸水被害軽減地区内の土地の形状変更行為について事前に把握することができ、当該行為を前提とした効果的な水防活動の実施が可能となることが期待される。加えて、土地の形状変更行為をしようとする者に対して必要に応じて助言・勧告を行うこともできることにより、浸水被害軽減地区の浸水の拡大を抑制する効用への影響を抑えることも可能である。そして、これらにより洪水災害の発生時の人的被害を減少させることとなるから、当該規制案により守られる便益は非常に大きい。

② 代替案における便益の要素

当該代替案によっては、浸水被害軽減地区内の土地の形状変更行為をしようとする者が事前の届出を行うことで水防管理者がそれを事前に把握することができ、当該行為を前提とした効果的な水防活動の実施が可能となることが期待されるという点においては、本案と同様の便益が得られる。他方で、当該届出のあった行為が、浸水被害軽減地区の浸水の拡大を抑制する効用に著しい影響を与えるものである可能性もあるところ、洪水災害による被害の軽減のために当該効用の保全を図るためには、届出のあった行為に対して水防管理者が助言・勧告を行うことができることとする方が、制度の実効性がより担保される。このため、本案の方が便益が大きいと考えられる。

(3) 河川協力団体による協力

① 当該規制案における便益の要素

当該規制案により、河川協力団体の協力を得た河川管理者による水防管理者及び市町村長に対するより効果的な援助が期待される。そしてそれにより水防管理者による浸水被害軽減地区の指定や市町村長による過去の浸水実績等の把握及びそれに基づく水害リスク情報の周知の適切な実施が図られ、洪水災害の発生時の人的被害を減少させることとなるから、当該規制案により守られる便益は非常に大きい。

② 代替案における便益の要素

当該代替案によっては、河川管理者が自らによる情報収集活動を強化することとなるが、それにあたっては、人員が限られている中でさらに人件費等のコストが発生することとなる。他方で、先述のとおり、河川管理者が得られていないような情報を既に持ち合わせている河川協力団体のような者があることを鑑みれば、より適切かつ実効的に情報を収集するにあたっては、当該代替案は本案に比べ非効率であると考えられることから、代替案によっては、上記のような便益が必ずしも得られない。

	<p>(4) 要配慮者利用施設における避難体制の強化（土砂法）</p> <p>① 当該規制案における便益の要素 当該規制案により、土砂災害の発生時において確実に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができるだけの実効性のある取組が行われることとなる。特に利用者の避難の確保に困難が伴う要配慮者利用施設では、人的被害が生じるリスクが高いことから、要配慮者利用施設の多くで利用者の避難の確保が図られることにより守られる便益は非常に大きい。</p> <p>② 代替案における便益の要素 当該代替案によっては、要配慮者利用施設において、これまでどおり利用者の避難の確保は各要配慮者利用施設の所有者等の自主的な取組に委ねられることとなるが、現行水防法において既に努力義務が課されていながら取組が進んでいないことに鑑みれば、当該代替案では取組の大幅な進展は期待できず、上記のような便益が得られない。</p>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>(1) 要配慮者利用施設における避難体制の強化（水防法） 当該規制案については、要配慮者利用施設の所有者等に、避難確保計画の作成及びこれに基づく訓練の実施の費用が一定程度発生する。しかし、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難が確保されることにより守られる便益は非常に大きく、気候変動等の要因により集中的な豪雨が増加し、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることや、規制の対象施設は多数の利用者が使用するものである一方で、特に利用者の避難を確保するのに困難が伴うことにかんがみれば、このような費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。 一方で、代替案については、災害の被害の軽減を図るという目的を十分に果たすことができず、規制案に比べて便益が小さいため、これを採用することは適当ではない。</p> <p>(2) 水災被害の軽減に資する盛土構造物等の保全制度の創設 当該規制案については、浸水被害軽減地区内において土地の形状変更行為を行おうとする者に、当該行為についての届出の費用が一定程度発生する。しかし、当該届出により水防管理者の効果的な水防活動が実施されることにより守られる便益は非常に大きく、気候変動等の要因により集中的な豪雨が増加し、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることや、当該行為について水防管理者の許可を要することまでは求めている（助言・勧告にとどめている）ことにかんがみれば、このような費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。 一方で、代替案については、災害の被害の軽減を図るという目的を十分に果たすことができず、規制案に比べて便益が小さいため、これを採用することは適当ではない。</p> <p>(3) 河川協力団体による協力 当該規制案については、河川協力団体に、河川管理者への協力に要する費用が一定程度発生する。しかし、当該協力を受けた河川管理者が水防管理者及び市町村長に対し効果的な援助を行うことにより守られる便益は非常に大きく、気候変動等の要因により集中的な豪雨が増加し、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることや、河川協力団体が行うべきとされる協力は、河川協力団体が日頃の活動により既に有している情報・知見の提供を求めるものにすぎないことにかんがみれば、このような費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。 一方で、代替案については、災害の被害の軽減を図るという目的を十分に果たすことができず、規制案に比べて便益が小さいため、これを採</p>

	<p>用することは適当ではない。</p> <p>(4) 要配慮者利用施設における避難体制の強化（土砂法） 当該規制案については、要配慮者利用施設の所有者等に、避難確保計画の作成及びこれに基づく訓練の実施の費用が一定程度発生する。しかし、施設の利用者の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難が確保されることにより守られる便益は非常に大きく、気候変動等の要因により集中的な豪雨が増加し、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることや、規制の対象施設は多数の利用者が使用するものである一方で、特に利用者の避難を確保するのに困難が伴うことにかんがみれば、このような費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。 一方で、代替案については、災害の被害の軽減を図るという目的を十分に果たすことができず、規制案に比べて便益が小さいため、これを採用することは適当ではない。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（社会資本整備審議会答申、平成29年1月）</p> <p>6 中小河川等においてとるべき対策</p> <p>6. 2 実施すべき対策</p> <p>6. 2. 2 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保</p> <p>(2) 水害リスク情報等の共有</p> <p>③水位周知河川に指定されていない河川における水害リスク情報の共有 水位周知河川に指定されていない河川については、水防法に基づく浸水想定区域が公表されないことから、地方公共団体が河川管理者等と連携して浸水実績等をできる限り把握し、水害リスク情報として周知する仕組みを構築すべきである。</p> <p>(3) 水害リスク情報等の共有</p> <p>②避難確保計画の作成等の促進 要配慮者利用施設において確実な避難体制が確保できるよう、避難確保計画の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を徹底させるための仕組みを構築すべきである。 また、モデル地区において、あらゆる関係機関が加わり避難確保計画を作成し、その作成過程で得られた知見を全国に展開するなどの取組を実施すべきである。 さらに、地方公共団体による避難確保計画の点検を適切に実施できるよう、関係機関が連携して点検用マニュアルを作成するなど、避難確保計画の実効性・継続性を確保する取組を実施すべきである。</p> <p>6. 2. 5 重点化・効率化による治水対策の促進</p> <p>(1) 人口・資産が点在する地域等における治水対策</p> <p>①地域の状況を考慮した治水対策の重点化・効率化 財政制約等がある中、人口・資産が集中する地域に加え、人口・資産が点在する地域も治水安全度を向上させるためには、洪水時の氾濫形態や地域の状況を考慮した上で、生活拠点や防災・行政拠点などの中枢機能を重点的に防御する対策を進めるべきである。 対策の実施にあたっては、水害リスク情報を周知した上で地域住民等の理解を得ながら、輪中堤や宅地嵩上げなどの局所的な対応による効率的な治水対策を進めていくべきである。 また、現況施設能力を上回る洪水に対して、より迅速かつ確実</p>

	<p>な避難を実現するため、減災対策協議会等の場において、避難場所や避難路について議論し、その整備を河川改修とあわせて実施する際に掘削土を活用するなど、関係者が一体となった取組により整備の促進を図るべきである。さらに、浸水被害の拡大を抑制する連続盛土や高台となっている自然地形等を保全する仕組みを構築すべきである。</p>
<p>事後評価又は事後検証の実施方法及び時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・RIA 事後検証シートにより事後検証を実施する。施行後おおむね5年間を分析対象期間とする。 ・本法案においては、規制の見直し条項を設けており、施行後5年を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>(1) 要配慮者利用施設における避難体制の強化（水防法） 本規制の導入により、要配慮者利用施設のほとんどで、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する上で有効な取組が行われることになるものと考えられる。また、計画が作成されていない場合については、市町村長は施設の所有者等に対して作成を指示し、正当な理由なく従わなかった場合にその旨を公表できることとしており、これにより計画の作成の義務付けの実効性を担保している。こうした取組により、確実に要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られる。 したがって、本規制は、災害による被害を軽減する上で有効なものである。</p> <p>(2) 水災被害の軽減に資する盛土構造物等の保全制度の創設 浸水被害軽減地区内の土地の形状変更行為について事前の届出を義務付けることによって、水防管理者が事前にこれを把握し、浸水被害軽減地区の浸水の拡大を抑制する効用への影響を抑えるよう当該行為をしようとする者と協議を行ったり、必要と認めるときは助言・勧告を行ったり、あるいは当該行為を前提とした効果的な水防活動を実施したりすることができ、もって浸水の拡大を遅らせ、住民の避難までのリードタイムの確保等が図られる。 したがって、本規制は、災害による被害を軽減する上で有効なものである。</p> <p>(3) 河川協力団体による協力 河川管理者から要請があった場合の協力を河川協力団体に義務付けることによって、河川協力団体が有する浸水実績等の情報・知見を河川管理者が有効に活用することができる。これによって、河川管理者による水防管理者及び市町村長に対するより効果的な援助が可能となり、水防管理者による浸水被害軽減地区の指定や市町村長による過去の浸水実績等の把握及びそれに基づく水害リスク情報の周知の適切な実施が図られる。 したがって、本規制は、災害による被害を軽減する上で有効なものである。</p> <p>(4) 要配慮者利用施設における避難体制の強化（土砂法） 本規制の導入により、要配慮者利用施設のほとんどで、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する上で有効な取組が行われることになるものと考えられる。また、計画が作成されていない場合については、市町村長は施設の所有者等に対して作成を指示し、正当な理由なく従わなかった場合にその旨を公表できることとしており、これにより計画の作成の義務付けの実効性を担保している。こうした取組により、確実に要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られる。 したがって、本規制は、災害による被害を軽減する上で有効なものである。</p>

ある。

以上のことから、最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進することを図る観点から、本法案による規制は有効である。